

Title	〔商法二四〇〕 少数株主が招集する株主総会に関する裁判所の許可の仲裁判断による代置可能性 (岡山地裁昭和五三年一二月一三日判決)
Sub Title	
Author	加藤, 修(Katō, Osamu) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1984
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.57, No.2 (1984. 2) ,p.92- 96
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19840228-0092

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 二四〇〕

少数株主が招集する株主総会に関する 裁判所の許可の仲裁判断による代置可能性

（岡山地判昭和五三年二月一日
昭五二（行ウ）五五号
商登記申請却下処分取消等請求事件
判例タイムズ三七号一三三頁）

〔判示事項〕

商法二三七条二項に基づいて少数株主が株主総会を招集する
について必要となる裁判所の許可を、仲裁判断をもって代置す
ることができない。

〔参照条文〕

商法二三七条二項

〔事実〕

原告X株式会社は、被告Y行政庁を相手として、商業登記申
請却下処分取消などを請求し、本許に及んだ。本件訴状におい
て、訴外Aが、原告X株式会社の代表取締役と表示されている。
訴外Aは、自己の代表権限を証するものとして、本件訴状とと
もに、仲裁人訴外Bの仲裁判断書、その原本寄託書、「取締役
会議事録」と題する書面、取締役会と同日の臨時株主総会議決
に対する無効確認などの訴提起がないことの証明書などを提出

している。

〔判旨〕

原告Xの訴却下。

「仲裁判断を基礎づける仲裁契約とは、本来民事上の紛争を
訴訟手続によらないで第三者に判断させこれに服従することに
よって紛争を解決する旨の合意であるから、仲裁の対象たる権
利関係は、一般的に私人が自由意思で処分（和解）し得る性質
のものであるとともに、具体的にも、当事者がこれを処分する
権限を有することが必要であると解せられる。一方、株式会社
の少数株主による株主総会招集につき、裁判所の許可を要する
とした商法二三七条二項の規定は、株式会社の性格や社会公共
的機能に鑑み、国家の後見的監督作用を定めたものであって、
右は強行法規であり、右許可の手続は非訟事件の性質を有する
したがって、仲裁判断をもって裁判所の許可に代置し得ないこ

とは明らかであるから、……これに基づき招集された株主総会は、裁判所の許可がないため招集権限のない者によって招集された不存在のものであり、右總會における議決もまた不存在というほかない。」よって、右の株主總會決議存在を前提として、訴外Aが代表権限を有する旨の帰結は得ることができない。したがって、訴外Aを原告X株式会社、「代表者と認めることはできず、その代表権を証する書面の提出もないから、本件訴は訴訟要件を欠き不適法である。」

〔評 釈〕

判旨に賛成。

本件については、その掲載誌の編集上の都合からか事実関係が詳細に公表されているわけではない。その意味からすると、下級裁判所の判例評釈の対象としては、不適切との評価も可能と考えられよう。しかし、本件は、少数株主が招集する株主總會に関する裁判所の許可について興味ある判示をしているので、判例研究の素材として無視できないものを有すると考えられる。そこで、評釈の対象としてあえて選択した次第である。

少数株主が主導する株主總會招集制度は、明治時代以来の長い歴史を有する。明治一七年のロエスレル草案の中において、この制度は、すでに採用されている。すなわち、同草案二三九条は、「臨時總會ハ何時ニテモ第二百三十六条ニ記載シタル人員ヨリ之ヲ招集スルヲ得ヘシ又総株金ノ五分一以上ニ当ル株主ヨリ事由ヲ挙ケテ申立ルトキハ之ヲ招集セサルヘカラス」と規定

していた(司法省・ロエスレル氏起稿商法草案(上巻)四一四頁)。なお、右条文に登場する同草案二三六条は、「株主總會ハ頭取、取締役、其他此商法ニ於テ招集ノ権利ヲ有スル者ヨリ之ヲ招集スヘシ」と規定している(司法省・前掲商法草案(上巻)四一四頁、四一五頁)。ロエスレル草案においては、少数株主側主導の株主總會について、「裁判所ノ許可」が要求されていない。そのかわり、「総株金ノ五分の一以上」と定められており、現行商法二三七条一項の「発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上」という要件と比較すると、より嚴重である。同草案の理由づけによれば、五分の一の由来につき、「独逸商法二百三十七条ニ於テハ会社資本ノ十分一ニ当ル株主ヨリ申立ルヲ以テ規則ト為セリ英國總申合規則ニ從ヘハ総株主ノ五分一ヲ以テ足レリトス本草案ニ於テハ株式總資本ノ五分一ニ当ル株主ヨリ申立ルヲ以テ適宜ト認定セリ」と説明され、その上で、「總會招集ヲ申立ヘキ員數ハ決シテ少數ニ失スヘカラス若シ少數ニ定ムルトキハ常ニ一二社員ノ見込ヲ以テ会社ノ組織ヲ紊乱スルモ計リ難キレハナリ」とされていた(司法省・前掲商法草案(上巻)四一五頁)。

明法二三年商法二〇一条は、「臨時總會ハ臨時ノ事項ヲ議スル為メ何時ニテモ之ヲ招集スルコトヲ得又総株金ノ少ナクトモ五分一ニ当ル株主ヨリ會議ノ目的ヲ示シテ申立ツルトキハ亦臨時總會ヲ招集セサルコトヲ得ス」と規定し、基本的には、前出ロエスレル草案の立場を受け継いでいる。この規定の解釈によれば、総株金の五分の一以上の株主が、會議の目的を示して申

し立ててくれば、会社の「主業者ハ仮令其申立ヲ不当ナリト思
為スルモ必ス義務トシテ之ニ從ヒ招集ヲ為サムルヲ得サルナリ」
とされている(岸本・商法正義二卷四七九頁)。従つて、「裁判所ノ
許可」などは、条文中から当然に問題とならず、要件を充足す
る少数株主側に強い主導権が認められていたのである。それゆ
え、仲裁判断を裁判所の許可に代置し得るか否かも問題となら
ない。

明治三十二年商法の第一六〇条は、その第一項において、「資
本ノ十分ノ一以上ニ当ル株主ハ總會ノ目的及ヒ其招集ノ理由ヲ
記載シタル書面ヲ取締役ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコト
ヲ得」と規定し、同条第二項は、「取締役カ前項ノ請求アリタ
ル後二週間内ニ總會招集ノ手続ヲ為ササルトキハ其請求ヲ為シ
タル株主ハ裁判所ノ許可ヲ得テ其招集ヲ為スコトヲ得」として
いる。ここでは、明治三十二年商法における総株金の五分の一以
上という要件が緩和されたが、他方において、「裁判所の許可」
という要件が付加され、様相が一変している。このように改正
された理由は、明治三三年「商法ハ株主ヨリ總會招集ノ請求ア
リタルトキハ其理由ノ有無当否ヲ問ハス取締役ハ必ス之ヲ招集
スルコトヲ要ス若シ取締役ニ於テ之ヲ招集セザルトキハ其職務
ヲ盡ササルモノトシテ責任ヲ負ハシムト雖モ株主ヨリ毫モ理由
ナキ請求を為スニモ拘ハラス尚總會ヲ招集セシムルハ無用」と
の点にある(法典質疑會・法典修正案理由書一五一頁)。

昭和十三年改正商法は、少数株主による株主總會招集の持株

要件と裁判所の許可に関して、前出の明治三十二年商法一六〇条
第一項および第二項と同趣旨の規制を第二三七条第一項、第二
項として踏襲している。すなわ、司法省民事局編纂・商法中改
正法律案理由書(総則会社)一二九頁によれば、第二三七条は、
「所謂少数株主権ノ行使ニ基ク總會ノ招集ニ関スル規定ニシテ
第一項及第二項ハ現行法第六十條ノ規定ト趣旨ナリ」とさ
れている(奥野はか六名・株式会社法釈義一四〇頁も同旨である)。

昭和十五年の商法改正においては、前出の第二三七条一項の
「資本ノ十分ノ一以上ニ当ル株主」の部分が、「六月前ヨリ引
続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」
と変更され、さらに、前出第二四七条二項の「取締役ガ總會招
集ノ手続ヲ為サザルトキハ」の部分が、「總會招集ノ通知ガ發
セラレザルトキハ」と変更された。この改正によつて保有株式
要件が大幅に緩和されたのは、近時における大企業化に伴う株
式分散に対応する当然の措置であり、株主の地位の強化をはか
る趣旨と解されている(大隅・大森・逐条改正会社法解説二〇四頁。
鈴木・石井・改正株式会社法解説一一八頁も同旨)。昭和三〇年の商

法改正により、第二三七条二項に変更が加えられたが、それは、
株主が裁判所の許可を得て招集する場合における手続要件の合
理的な改善であった。それ以後、商法二三七条について改正は
ない(龍田「少数株主の總會招集権」会報一一三号二二頁、二二三頁に規
定の沿革に関する明解な説明がある)。

右に述べてきた規定の沿革から判明することは、少数株主に

よる総会招集の持株要件の一貫した緩和傾向である。この傾向は、本件で問題となっている「裁判所の許可」を仲裁判断により代置することが可能か否かの評価につき影響を及ぼすものなのかが問われなければならない。その前に、仲裁の意味の明確化が必要である。

仲裁は、国家の訴訟制度による強制的紛争解決に代えて、当事者が、相互の合意(仲裁契約)によって、その選定する私設の裁判官である仲裁人の裁判(仲裁判断)に服することを約し、これに基づいて仲裁人の行なう私の審判手続であり、当事者間の相対的解決に任せて差し支えない普通の民事事件に関して仲裁判断に裁判所の確定判決と同一の効力が承認されるものである(兼子・民事訴訟法体系(増訂版)四二頁)。従って、当事者間の相対的解決に任せておけない何かがある場合には、裁判所の許可を仲裁判断で代置できないと解されることになる。少数株主による総会招集請求の場合、その持株要件が緩和されることにより一層濫用の危険は増大すると評価される。そして、少数株主による総会招集請求に関しての裁判所の許可の場合、通説によれば、裁判所は、持株と保有期間という法定要件および取締役が総会招集に応じないことという形式的審査の外に、その招集請求が権利濫用か否かを判断することができる(河本・注釈会社法三三七条注一三八四卷五六頁)。但し東京高裁昭和四二年八月一日決定(判例時報四九五号七八頁)は、権利濫用の認められる場合は稀有としている。つまり、その限りにおいて、裁判所は実質

的審査を行なうことができる(龍田「株主の総会招集権と提案権」法学論叢七二卷二号三一頁)。裁判所によるこの実質的審査権を通じて、国家は、株主権のこの分野における適切な行使に関心を示し得るし、また、示さなければならないのである。なぜならば、株主権の適切な行使によって株式会社という企業組織が円滑に運営されてゆくことは国家の経済にとり欠くべからざることだからである。少数株主による総会招集請求の持株要件が緩和され、株主の地位が強化されることとなった反面において、濫用の危険も一層増大したわけだから、そこに裁判所の許可という手段により歯止めをかける利益を国家は有していると考えられる。さらに、少数株主による総会招集申請を認許する決定は、一種の形成力を持ち、その性質上、明文規定はないが対世効を有すると考えられているので(龍田・前掲法学論叢七二卷二号三〇頁)、前出の株主権濫用への歯止めという観点とあいまって、裁判所の許可を通じての国家の関与は一層意味のあることと解される。自治的かつ相対的に解決のつくものであれば、国家機関を煩わせたり、あるいは、国家的な「御墨付」を求める必要もない。しかし、国家自身の利益がそれとの関連において見て取れる場合には、石のように割り切ることができない。この意味において、仲裁判断をもって裁判所の許可に代置できないと解される。そして、無権限者により招集された総会の決議は不存在と解されるから(谷川・注釈会社法二四七条注五八四卷一八六頁)、少数株主によって裁判所の許可を得て招集されたも

のと評価されない本件総会決議も不存在と解される。以上の次第で判旨に賛成する。

なお、文献引用部分については、現代的な表記にあらためた。

一九八三年二月八日稿
加藤 修